

たばこの消費に対して課される税金で、たばこの価格に含まれています。

● 納める人

小売販売業者に製造たばこを売り渡す卸売販売業者等(日本たばこ産業株式会社, たばこ輸入会社)が納めます。

● 納める額

製造たばこ本数(1,000本につき)×税率

区 分	納める額(1,000本につき)			
	県たばこ税	国たばこ税	たばこ特別税(国税)	市町たばこ税
令和3年10月から	1,070円	6,802円	820円	6,552円

加熱式たばこの課税方式は、「重量」と「価格」を紙巻きたばこの本数に換算する方式とし、平成30年から令和4年の毎年10月1日に、段階的に引き上げられます。

● 申告と納税

卸売販売業者等が毎月の売渡し分を翌月末日までに申告し、納めます。

● その他

国と市町にも同じように一定の金額がたばこ税として納められます。
たばこ税は、たばこを売った販売店の所在する県や市町の収入となります。

